平成２３年（フ）第１０号
徳島県徳島市国府町観音寺350番地
債務者　田中　葉子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３５号
山口県岩国市室の木町５丁目８番13号―101号
債務者　濱本　　貢
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第６号
高知県幡多郡黒潮町入野5196番地37
債務者　大住　敬昭
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第４号
佐賀県唐津市鏡3758番地２
債務者　中島　直美
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第９号
名古屋市千種区宮根台１丁目13番10号　コーポ友美102号
債務者　棚田　眞五
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９６号
愛知県北名古屋市久地野安田55番地１　グローリーハイツ102号
債務者　長井　彰子（旧姓九島）
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０２号
名古屋市昭和区山手通５丁目15番地の２　大西コーポ１Ｆ４号
債務者　深田　道雄
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７４号
愛知県海部郡蟹江町今西２丁目153番地　ライオンズマンション蟹江104号
債務者　石田　秀敏
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３２７号
神戸市北区日の峰３丁目26番地の３、従前の住所神戸市北区日の峰５丁目10番地２―507号
債務者　曽川　　徹
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３２８号
神戸市北区緑町７丁目20番３―A106号、従前の住所神戸市中央区熊内町８丁目４番６号
債務者　曽川　　治
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３２９号
神戸市北区緑町７丁目20番３―A106号、従前の住所神戸市中央区熊内町８丁目４番６号
債務者　曽川　幸子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６５号
神戸市須磨区妙法寺字池ノ内820番地の15
債務者　杉山　文吾
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８１号
神戸市兵庫区浜崎通５番24―901号、従前の住所神戸市兵庫区塚本通３丁目１番６―302号
債務者　長沼　和広
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８２７号
熊本市戸島１丁目８番23号
債務者　中山　友明
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１０８０号
熊本県宇城市松橋町豊福542番地１　Ｓ．Ｔハイツ203号
債務者　園　　忠吉
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５号
熊本市本荘６丁目４番３号
債務者　林　　朋広
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３１号
熊本市島崎５丁目25番２―204号
債務者　元田　一美
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部